**平成２８年（フ）第３０号**
鳥取県鳥取市吉方183番地　ロイヤルマンション207号、旧住所鳥取県鳥取市田島727番地
債務者　浅間　良祐
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２８号**
鳥取県米子市博労町２丁目149番地６　フローラルハイツ101号、前住所島根県松江市東出雲町揖屋2557番地27
債務者　金坂真由美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第３６号**
鳥取県米子市両三柳4578番地２　県住三柳団地第６棟402号
債務者　高崎いづみ
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第３９号**
鳥取県米子市上後藤５丁目２番25号、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字光262番地１
債務者　奥田　憲一
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第１３号**
広島県三原市宮浦４丁目11番２号　ヤマキ荘103号
債務者　土岸　星矢
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２８年（フ）第２１号**
広島県三原市中之町５丁目19番41号
債務者　玉木　善人
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２８年（フ）第１４号**
愛媛県今治市鯉池町２丁目１番26号　鯉池東団地Ｂ１―503号
債務者　岡田　好子（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２８年（フ）第３７号**
北海道小樽市オタモイ２丁目４番32号、前住所北海道小樽市オタモイ２丁目５番２号
債務者　和泉　秋雄
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第３８号**
北海道小樽市オタモイ２丁目４番32号、前住所北海道小樽市オタモイ２丁目５番２号
債務者　和泉　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第３９号**
北海道小樽市末広町35番27号
債務者　熊谷摩紀子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２７年（フ）第１４８号**
福島県本宮市松沢字嶽山10番地４
債務者　伊藤　泰幸
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第５１号**
長野県松本市野溝西３丁目４番10号　コーポ永友Ｂ202
債務者　宮澤沙友里（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第５９号**
長野県松本市大字島立3851番地５　中島アパートＣ号
債務者　下山　秀樹
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第１０号**
熊本県天草市本町下河内1685番地の１、住民票上の住所熊本県天草郡苓北町坂瀬川355番地１
債務者　野﨑　若菜（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
熊本地方裁判所天草支部

**平成２８年（フ）第４０号**
大分県臼杵市大字福良1863番地の４　県営上臼杵住宅１Ａ―１　21号
債務者　三浦かおり
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第５４号**
大分市大字畑中303番地の４（市営２Ａ１―404）
債務者　立川　茉依
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第７１号**
大分市大字勢家1175番地の４（アーバングリーン新川404）
債務者　大江　正孝
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係